

議案第 18 号

市道路線の認定について（曽根新田線）

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

路線名	起 点	終 点	経過地
曽根新田線	大堀字曽根新田 1029番59地先	大堀字曽根新田 1029番426地先	

平成 21 年 11 月 30 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

地域住民の利便性を確保すべく路線整備を図るため、曽根新田線を市道路線として認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものである。